

○嘉麻市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

改正 令和5年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、嘉麻市のマスコットキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を活用して、嘉麻市の地場産業、観光、地域イベント等の振興及び活性化を図り、嘉麻市を広くPRするため、着ぐるみの貸し出し等に関する事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸し出し)

第2条 市は、業務の支障にならない範囲において、着ぐるみを貸し出すものとする。

2 前項の貸し出し期間は、原則として貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(貸出の申込み)

第3条 貸し出しを希望する者は、嘉麻市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して提出し、市の承認を受けなければならない。

2 申請ができる者は、公共的団体等のうち市が特に必要と認める団体とする。

3 申請書は、借受けをしようとする日の3月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は除くものとする。

(貸出しの承認)

第4条 市は、申請書の提出があったときは、嘉麻市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可書(様式第2号)により通知しなければならない。

2 貸出しの際、管理上必要な場合は、条件を付けることができる。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(原状回復)

第6条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復旧しなければならない。

(損害賠償)

第7条 借受者は着ぐるみを亡失又は破損した場合は、賠償しなければならない。

(市の責任)

第8条 着ぐるみの貸し出しにより借受者が被った損害及び借受者によりなされた第3者への損害に対しては、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の嘉麻市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる